

## 平成25年定例会

# 防災県土整備企業常任委員会説明資料

	頁
◎ 所管事項説明	
1 三重県新地震・津波対策行動計画(中間案)について ……	1
2 三重県避難所運営マニュアル策定指針の改定について ……	5
3 津波避難に関する三重県モデル事業について ……	7
4 広域防災拠点施設等構想検討委員会の検討状況について …	11
5 県と市町の災害時広域支援体制の構築について ……	15
6 消防の広域化について ……	19
7 地域における危機管理・災害対策体制の見直しについて …	21
8 平成24年度包括外部監査の結果及び対応方針について …	23
○ 別 冊	
別冊1 三重県新地震・津波対策行動計画(中間案)	
別冊2 三重県避難所運営マニュアル策定指針	
別冊3 避難所運営マニュアル基本モデル	
別冊4 津波避難に関する三重県モデル事業実施報告書	

平成25年3月15日

防災対策部

## 1 三重県新地震・津波対策行動計画（中間案）について

### 1 策定趣旨

県は、東日本大震災の発生を受けて、待ったなしの危機感から「三重県緊急地震対策行動計画」（以下「緊急地震対策行動計画」という。）を、平成23年10月に策定しました。

「緊急地震対策行動計画」では、13の「行動」を掲げて集中的に取り組んだ結果、津波浸水が予測される市町において、津波浸水予測調査を活用したハザードマップの作成や津波避難計画づくりが進むなど、着実に成果が上がっています。

しかしながら、県が本年度実施した「防災に関する県民意識調査」によると、震災後、時間の経過とともに、県民の皆さんの防災意識が薄れつつある状況にあることが確認されました。

「緊急地震対策行動計画」で前進させた取組を後退させることなく、さらに進めるとともに、県民の皆さんに芽生えた意識を風化させない、取組が必要となっています。

「三重県新地震・津波対策行動計画」（以下「新地震・津波対策行動計画」という。）は、東日本大震災の経験、反省、教訓をふまえた「新たな計画」です。また、見直し後の「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」と合わせて、これからの「災害に強い三重づくりの共通指針」となるものです。

そこで、津波避難や防災教育など「緊急地震対策行動計画」において実施している取組に加え、緊急輸送道路や海岸堤防施設の整備など「みえ県民力ビジョン」における「命を守る緊急減災プロジェクト」で進めている取組も含めた、総合的な地震・津波対策の計画として策定します。

学識経験者等で構成される専門部会での議論、市町との意見交換、庁内ワーキンググループにおける検討などを経て、現在、中間案の作成を進めています。

### 2 計画の基本的な考え方

#### (1) 目的（三重県の決意）

これまでの地震・津波対策は、発災時までにはいかに予防策を講じていくかに主眼を置いていました。「新地震・津波対策行動計画」は、予防策に加え、発災直後の対応を的確に行い「人々の命を守ること」、災害が長期化することを念頭に置き「人々の生活の回復を図ること」まで視野に入れ、そのための準備として、今、何をなすべきかを考えるものです。

また、今後の地震・津波対策において、「想定外」という言葉を用いることは許されません。「新地震・津波対策行動計画」は、最大クラスの南海トラフ巨大地震がもたらす最悪のシナリオも念頭に置いた上で、対策の優先順位を見極めつつ、対応すべき対策について行動を起こすものです。

そして、地震・津波対策に終わりはありません。これからも取り組み続けなければならない永遠の課題です。その際に、大切となる考え方が「防災の日常化」です。

「新地震・津波対策行動計画」は「防災の日常化」の定着を図るものです。

## (2) 計画の性格

「新地震・津波対策行動計画」は、「三重県防災対策推進条例第10条第2項」に基づく事業計画であり、「三重県地域防災計画（地震・津波対策編）」を推進するための行動計画と位置づけます。

第10条第2項 県は、地域防災計画等において定められた防災対策に関する事項の計画的な実施に資するため、事業計画を策定しなければならない。

## (3) 計画期間

計画期間は平成25年度～平成29年度までの5年間とします。

## (4) 取組主体

地震・津波対策は、県民の皆さんが自らの身の安全は自ら守る「自助」を実践した上で、自らの地域は皆で守る「共助」に努めるとともに、県、市町及び防災関係機関が担う「公助」を基本として取り組む必要があります。

「新地震・津波対策行動計画」は、県民や事業者の皆さん、行政等それぞれの主体が自らの役割を担い、力を結集し、連携・協力して「防災の日常化」に向けた取組を進めます。

## (5) 進行管理

計画の実効性を確保するため、それぞれの行動項目に主担当部と目標を定め、計画的に推進します。全体の進捗状況については、防災対策部でとりまとめ、毎年度公表するとともに、三重県防災対策会議などで進行管理を行います。

なお、計画の中間年度にあたる平成27年度は、「みえ県民カビジョン・行動計画」の最終年度でもあることから、中間評価を行い、今後の施策の進め方について必要に応じて見直しを図るものとします。

## 3 めざすべき姿

南海トラフを震源域とする巨大地震の発生が今世紀前半にほぼ確実視されている中、その発生までの残された期間において、以下に示した3つのあるべき姿が実現できている状態をめざします。

- 東日本大震災を機に急速に高まった、県民一人ひとりの防災意識のさらなる向上が図られ、その意識の高まりが行動に結びついている状態
- 防災・減災に向けた取組が、特段に意識すべき特別な活動ではなく、通常の事業活動や行政運営のベースに位置づけられ、自主的・持続的な活動として定着している状態
- 「自助」「共助」「公助」の取組の結集により、「県民力」による総力を挙げて、災害に強い三重づくりが進み、子や孫の世代まで引き継がれている状態

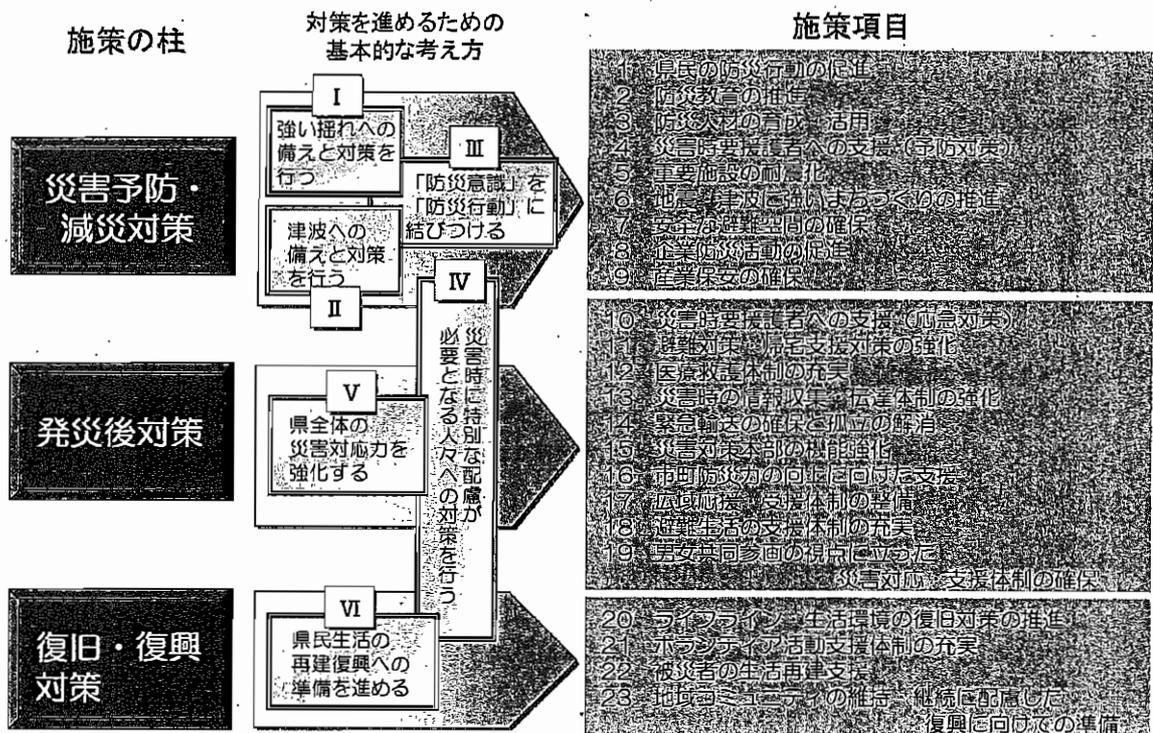
## 4 施策体系

「新地震・津波対策行動計画」では、これまでの「三重地震対策アクションプログラム（第1次：平成14年度～18年度、第2次：平成19年度～22年度）」の施策体系から大きく見直しを図りました。

具体的には、災害対応の時間軸が伸びることを想定に入れ、発災前から発災後までの対応を、それぞれのフェーズに沿ったきめ細かな対策として取り組むことができるよう、「災害予防・減災対策」、「発災後対策」、「復旧・復興対策」を「施策の柱」に据えました。

また、これまで継続してきた対策に加え、東日本大震災の発生により顕在化した新たな課題への対策も進めていく必要があることから、「災害時要援護者への支援強化の必要性」、「避難生活における男女共同参画の視点の欠如」、「長期孤立の発生」、「さらなる防災意識向上と人材活用の必要性」「地域コミュニティを守る」という観点からの防災まちづくりのあり方」等の課題に対して必要となる施策を、23の「施策項目」として分類しました。

さらに、「対策を進めるための基本的な考え方」として6つの考え方を定めました。なかでも、「県民の皆さんの『防災意識』を『防災行動』に結びつけていくこと」については「災害予防・減災対策」において集中的に取り組んでいきます。また、「災害時に特別な配慮が必要となる人々への対策を行うこと」については、すべての対策を進めていく上で基盤とすべき考え方として位置づけることにより、それぞれの「施策項目」において展開を図っていくこととします。



## 5 今後の予定

平成25年3月21日に開催予定の三重県防災対策会議において、中間案としてとりまとめるとともに、引き続き、成案化に向け、地震被害想定の結果を考慮し、できる限り早い時期に公表できるよう、県議会や専門部会、市町、県民の皆さんからのパブリックコメント等の意見をふまえて、最終案を作成していきます。

【参考】学識経験者による検討及び助言

(敬称略 50音順)

＜三重県防災会議専門部会「防災・減災対策検討会議」委員＞

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 尾中 弘明 | 熊野市防災対策推進課長 (市代表)           |
| 川口 淳  | 三重大学大学院工学研究科 准教授            |
| 河田 恵昭 | 関西大学大学院社会安全学研究科 理事・教授 ※委員長  |
| 新谷 琴江 | みえ防災コーディネーター、三重のさきもり        |
| 竹田 寛  | 三重大学大学院医学系研究科・医学部附属病院 教授・院長 |
| 西村 鎮雄 | 大紀町防災安全課長 (町代表)             |
| 畑中 重光 | 三重大学大学院工学研究科 教授             |
| 福和 伸夫 | 名古屋大学減災連携研究センター長 教授         |
| 松田 慎二 | NPO法人ピアサポートみえ 理事長           |
| 若林千枝子 | みえ災害ボランティア支援センター 事務局長       |
| 室崎 益輝 | 関西学院大学総合政策学部 教授             |
| 稲垣 司  | 三重県防災対策部長                   |

＜庁内検討ワーキンググループ「新地震・津波対策行動計画WG」アドバイザー＞

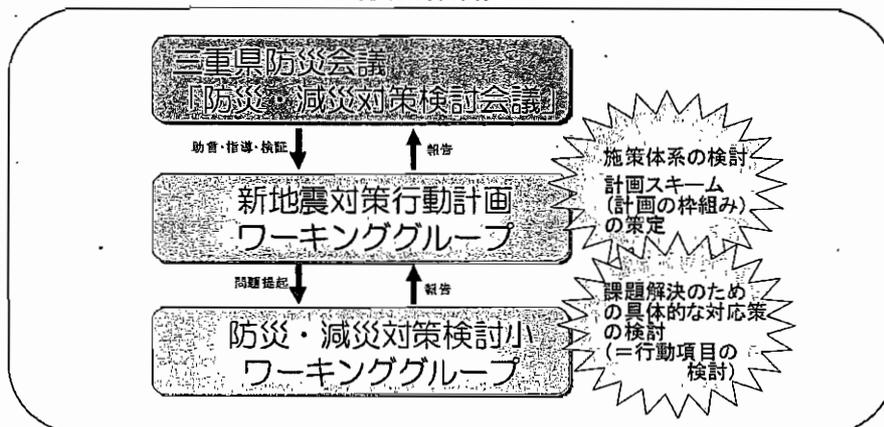
- |      |                  |
|------|------------------|
| 浅野 聡 | 三重大学大学院工学研究科 准教授 |
| 川口 淳 | 三重大学大学院工学研究科 准教授 |

＜庁内検討ワーキンググループ「防災・減災対策検討小WG」アドバイザー＞

(検討テーマ：災害に強い社会づくり・まちづくり)

- |                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 浅野 聡                 | 三重大学大学院工学研究科 准教授 |
| (検討テーマ：防災意識の向上・人材活用) |                  |
| 川口 淳                 | 三重大学大学院工学研究科 准教授 |

＜検討体制＞



## 2 三重県避難所運営マニュアル策定指針の改定について

### 1 改定の経緯

県内の市町や地域における避難所運営マニュアルの基準となっていた「三重県避難所運営マニュアル策定指針」ですが、平成15年度の策定から8年以上が経過しました。

東日本大震災をはじめとする災害により、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や、避難所における障がい者、外国人への対応など、新たな課題が明らかになったことから、これらの課題に対応するため、策定委員会の開催、ヒアリング調査による意見聴取を行い、所要の改定を行いました。

### 2 改定のプロセス

改定に当たっての検討を、次のとおり行いました。

- (1) 「三重県避難所運営マニュアル策定指針策定委員会」を設置、富士常葉大学社会環境学部の阿部郁男准教授を委員長として、学識者、地域、NPO、教育関係者、行政から構成する委員（次頁参照）により、検討を進めました。
- (2) 石巻市役所、多賀城市役所、岩手県国際交流協会、日本看護協会看護研修学校、NPO法人イコールネット仙台など、被災地での避難所運営に携わった方々へのヒアリング調査を実施し、ご意見をいただきました。
- (3) 県内の学校関係者へのヒアリング調査として、県立四日市高等学校、県立豊学校からご意見をいただきました。
- (4) 主に要援護者対応に関して、三重県社会福祉審議会、「災害時においても障がい者への合理的配慮が確立される三重をつくる研究会」（自閉症協会、知的障害者育成会、身体障害者福祉連合会、精神保健福祉会、視覚障害者協会、聴覚障害者協会、NPO法人ピアサポートみえ、NPO法人ステップワン）からもご意見をいただきました。

### 3 改定のポイント

- (1) 「はじめに」として、改定の背景や、県としての避難所運営についての方針を示すとともに、「序章」で、本指針を活用する対象者や、対象とする災害を記載しました。
- (2) 女性や、障がい者、高齢者、子ども、外国人等の要援護者対応を、第6章「避難所運営における配慮すべき点」として追加修正するとともに、既存の章については、連動する部分のみの修正を行いました。
- (3) 地域で活用できるものとして、地域での取組の手順を示した「避難所運営マニュアルづくりの手引き」に加え、指針を具体的なレベルに噛み砕いて示した「避難所運営マニュアル基本モデル」を今回併せて作成しました。

### 4 第6章「避難所運営における配慮すべき点」の主な内容

東日本大震災での事例を多く取り入れ、県としての対応方針を下記の例のように提示しました。

- (1) 避難所内のルールを決定する運営委員会に、女性や障がい者を入れることを明記しています。
- (2) 避難者を収容するだけの避難所ではなく、地域の支援拠点としての役

割を担うことを明記しています。

- (3) さまざまな障がいを持った方が安心して過ごせる避難所となるよう、障がいの種類に応じ、必要な対応・物資等を下記の例のように明記しています。
- ・視覚障がい：音声による情報伝達が必要となる。点字器、ラジオ、携帯電話、歩行介助のための白杖等。
  - ・聴覚障がい：補聴器の使用や手話、文字、絵図等を活用した情報伝達が必要となる。補聴器、補聴器用の電池、メモ用紙、筆記用具、笛・ブザー、携帯電話等。
  - ・肢体不自由：歩行の補助や車いす等の補助器具が必要となる。杖、歩行器、車いす、バリアフリー仕様の避難所・トイレ、担架等。
  - ・精神障がい：気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続する必要がある。必要とする薬剤、身分証明書等。
- (4) 外国人の対応として、避難所における円滑なコミュニケーションを目的として、三重県国際交流財団が作成した「災害時外国人支援キット(通称：つ・た・わ・る キット)」を紹介しています。
- (5) 介助・介護が必要な高齢者について、その症状ごとの対応についての基本的な考え方を明記しています。
- (6) 子どもの対応について、ヘルスケアに加えて、メンタルケアの重要性を明記しています。

## 5 今後の対応方針

平成25年度は、市町の行政職員や、地域の自主防災組織のリーダー等を対象として、三重県避難所運営マニュアル策定指針、基本モデルの研修を行い、実践での活用を促進するとともに、「三重のさきもり」や「みえ防災コーディネーター」などの防災人材の協力を得て、市町や地域の支援を行います。

また、多くの学校が避難所に指定されていることから、避難所運営に支障が出ないように、教職員への研修を、教育委員会と連携して進めていきます。

### 三重県避難所運営マニュアル策定指針策定委員会(敬称略50音順)

阿部 郁男(委員長)	富士常葉大学社会環境学部 准教授
磯和 勲子	三重大学医学系研究科看護学科 教授
大形 治	三重県社会福祉協議会 事務局次長兼総務企画部長
川口 明則	尾鷲市 防災危機管理室 室長
川本 孝司	津市教育委員会学校教育課 副主幹
小林 修博	三重県防災対策部防災企画・地域支援課 課長
武田 多一	三重大学附属病院 准教授
鳥井 早葉子	三重県環境生活部男女共同参画・NPO課 課長
中村 保親	津市南が丘地区自主防災協議会 会長
丹羽 健	三重県健康福祉部 人権・危機管理監
紅谷 昇平	人と防災未来センター 研究主幹
松田 慎二	ピアサポートみえ 理事長
宗片 恵美子	イコールネット仙台 代表理事
山本 康史	みえ防災市民会議 議長

### 3 津波避難に関する三重県モデル事業の概要について

#### 1 事業の目的

東日本大震災では、津波の高さがこれまでの想定を大きく上回り、避難すべき場所が適切でなかったり、避難を開始する時間が遅れ、避難する際の交通渋滞や高齢者や障がい者など災害時要援護者の逃げ遅れなどにより、多くの方が犠牲となりました。

南海トラフでの巨大地震が危惧される三重県においては、この教訓を踏まえ、「避難する」という行為は、誰かに指示されて行うのではなく、自らの命を守るために自らが決めて行うべき大切な行為であることを誰もが理解し、確実な避難行動を行えるよう日頃から備えておくことが必要となります。

このため、津波からの避難に関して、災害時要援護者対策や自動車による避難などの課題も含め地域ぐるみで検討し、対策を実行していくための取組を「津波避難に関する三重県モデル」と呼び、これからの県における津波避難の基本として位置づけるために、必要な調査等を実施しました。

#### 2 背景

- (1) 東日本大震災の際は、県内沿岸に津波警報が発令されたことに伴い、市町では速やかに災害対策本部を設置し、避難勧告・避難指示を発令しましたが、避難者の延べ人数は対象人口の約0.7%に止まりました。(平成23年3月12日 三重県災害対策本部調べ)
- (2) 平成24年度「防災に関する県民意識調査」の結果によると、平成23年度の調査では、77.1%の人が、東日本大震災発生後に「防災に非常に関心を持った」と答えていましたが、今回の調査では、「東日本大震災発生時に持った危機意識を今も変わらず持ち続けている」人が39.4%いる一方で、ほぼ同率の41.9%の人が「時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」と答えています。自宅でこれまでに経験したことがないような地震に遭遇したとき、「すぐに避難する」人の割合は22.0%、「しばらく様子を見てから避難する」人の割合は66.3%、「避難しない」人の割合は9.9%でした。
- (3) 東日本大震災の発生を受けて、平成23年10月に「三重県緊急地震対策行動計画」を策定し、「備えるとともに、まず逃げる」ことを基本方針に掲げ、避難路と避難所の安全点検と整備、津波避難訓練の実施等、「緊急」かつ「集中的」に取り組むべき対策を進めてきました。この「三重県緊急地震対策行動計画」に基づき、津波浸水が予測される19市町へ津波ハザードマップの作成支援を行った結果、平成24年12月末までに6市町で作成済となっており、4市町で作成中、残りの9市町は、県で実施している新たな被害想定の結果を踏まえて作成予定となっています。
- (4) 市町や地域の津波避難計画の策定状況については、県は平成15年2月に「三重県津波避難計画策定指針」を示しましたが、その後十分な把握を行ってきませんでした。東日本大震災以降に全住民参加の避難訓練が実施される等、市町等の本格的な取組も今まさに始まったばかりの状況に近く、県として市町や地域の取組を、今後も強力に支援していかなければならない状況にある、と認識しています。

### 3 報告書の概要

#### (1) 「Myまっぷラン」の取組

川口淳三重大学大学院工学研究科准教授が提唱する、住民一人ひとりが自らの避難経路や避難場所を記した避難計画「Myまっぷラン」を作成し、これらを束ねることで、地域の津波避難計画とするという手法を「津波避難に関する三重県モデル」の中核と位置づけています。

この実証を図るため、県内の地域特性を考慮し（津波到達までの時間が短い、避難場所までの距離が長い等）、伊勢市二見町今一色地区・西地区と熊野市有馬町芝園地区において、「Myまっぷラン」を活用した地域における避難計画策定の取組を行いました。

#### ■取組地区の概要

	人口	世帯数	50cm津波到達時間	最大津波到達時間	最大津波高
伊勢市二見町今一色・西地区	3,158人	1,119世帯	30分	118分	3.18m
熊野市有馬町芝園地区	540人	230世帯	4分	13分	14.13m

※人口・世帯数は平成24年12月現在。

津波に関する想定は平成23年度三重県津波浸水予測(M9.0)【防潮堤等の施設がないとした場合】による。

#### ■「Myまっぷラン」の提出数と人口に対する比率

	Myまっぷラン提出数	人口に対する比率	参考：地区人口
伊勢市	1,200名	38%	3,158人
熊野市	243名	45%	540人

2つの地区での取組の結果、「Myまっぷラン」について、以下のとおり長所と課題が整理できました。

#### 【Myまっぷランの長所】

- 自ら津波避難を考えるツール（道具）になるとともに、家族等で津波避難に関する話し合いをするきっかけにもなり、「自助」の意識向上に大きな効果が期待できます。
- 地域にとっては、地域住民が作成した「Myまっぷラン」を持ち寄って集計し、お互いの考え方を話し合うワークショップ等を実施することにより、津波避難に関する地域の課題を明確にし、住民の間で共有することができるとともに、課題を解決するための検討をスムーズに進めることができます。
- 行政や防災関係機関にとっては、地域内の住民への配布・回収等を通して、地域の津波避難に関する関心、危機意識等を把握するとともに、津波避難ビル等の避難場所の確保、避難路、避難施設の整備目標設定ができ、計画的な整備を図ることが可能となります。

#### 【Myまっぷランの課題】

- 「Myまっぷラン」を推進するためには、できるだけ多くの地域住民の参加が鍵となります。しかしながら、「Myまっぷラン」を自ら作ることが困難な方もいるでしょうし、個人情報保護の観点から、この取組を敬遠される方もいるかも知れず、全員の参加を確実なものとするは容易ではありません。
- また、個人それぞれの体力差等から、避難が可能な場所が異なったり、自力では避難行動を取ることが困難なケースもあります。
- 「Myまっぷラン」を作ることがゴールではなく、少なくとも年に1回は津波避難訓練を実施して、その有効性について検証を続け、必要に応じて改訂していくことが大切です。

#### (2) 津波から避難するための二重三重の備えとして

高齢者、障がい者、乳幼児等、災害時要援護者の避難対策については、地域のワークショップによる話し合いだけで解決することは容易ではありません。自動車による避難についても同様で、「誰が誰をどういうルートで避難させるか」等、どの地域においても、話し合うことですぐに解決できない課題があります。

これらの課題解決にむけて、考えられる手段を講じて、最善の策を検討していく必要があります。本報告書では、災害時要援護者の避難対策、自動車による避難、津波からの避難のための新たな施設・設備等について、「Myまっぷラン」との関係を整理して津波から避難するための二重三重の備えとして、県としての考え方を示しています。

#### 4 今後の予定

「Myまっぷラン」を活用した取組は、津波避難に関して個人と地域の課題を浮かび上がらせ、地域で津波避難計画を策定し津波避難訓練を実施するための有効な手段であると考えますが、この取組を推進するためには、住民が主体となって自治会・自主防災組織と各種団体・行政が連携して進めることが重要です。

現在、「Myまっぷラン」を活用した取組を展開するときのガイドラインである『Myまっぷラン』を活用した地域における津波避難計画策定の手引きや地域で活用するためのリーフレットを本年度内の作成を進めています。

今後は、この手引きやリーフレットを用い、「三重のさきもり」や「みえ防災コーディネーター」などの防災人材の協力を得て、市町とともに地域への働きかけを行いながら、県内各地への水平展開を目指します。



## 4 広域防災拠点施設等構想検討委員会の検討状況について

### 1 経緯

大規模で広域的災害が発生した場合に、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、広域的な活動拠点を平常時から確保しておく必要があります。

県では平成8年度に「三重県広域防災拠点施設基本構想」を策定し、県内の5つのエリアごとに、順次、広域防災拠点の整備を進めており、本年度末には伊賀広域防災拠点が竣工する予定です。

### 2 広域防災拠点施設等構想検討委員会の設置

一昨年(平成27年)の東日本大震災及び紀伊半島大水害で明らかとなった課題等を検証し、本県における広域防災拠点のあり方を再度整理する必要があること、また、今後整備する予定の北勢広域防災拠点について、適切な候補地を選定する必要があることから、三重県防災会議の部会として、学識経験者や防災関係機関等で構成する「広域防災拠点施設等構想検討委員会」を設置しました。

この検討委員会では、「広域防災拠点のあり方」と「北勢拠点の候補地」について、これまで3回の委員会を開催し、検討を進めてきました。

※ 広域防災拠点施設等構想検討委員会

#### (1) 構成員

委員長 室崎益輝(関西学院大学教授)  
小川雄二郎(BOSAI International 代表)  
川口 淳(三重大学准教授)  
若林千枝子(みえ災害ボランティア支援センター事務局長)  
山口英樹(消防庁防災課長)  
川北悟司(三重県消防長会長)  
竹内啓佳(陸上自衛隊第33普通科連隊第3科長)  
中谷佳人(三重県警察本部警備第二課長)  
奥田美香(三重県立総合医療センター看護師長)  
稲垣 司(三重県防災対策部長)

#### (2) 審議内容

- ① 広域防災拠点の役割、機能、装備、資機材等に関すること
- ② 広域防災拠点の管理運用に関すること
- ③ 北勢拠点及び広域応援部隊の総合進出拠点の役割、及び候補地等に関すること

### 3 検討状況と今後の方針について

これまでの3回の検討委員会における検討経過及び今後の方針については以下のとおりです。

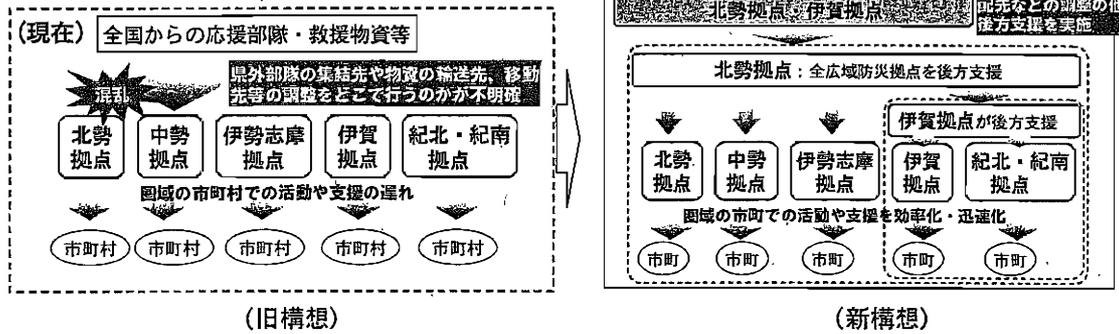
#### (1) 広域防災拠点のあり方について

東日本大震災の課題を検証する中で、現在の広域防災拠点には以下の課題があることが明らかになりました。

- ① 各地域の特徴に応じた広域防災拠点の役割を明確にし、他の防災拠点との連携を含めた運用計画が必要である。
- ② 県外からの物資や人的支援の受入機能、広域応援部隊の後方支援活動を補完する機能が必要である。

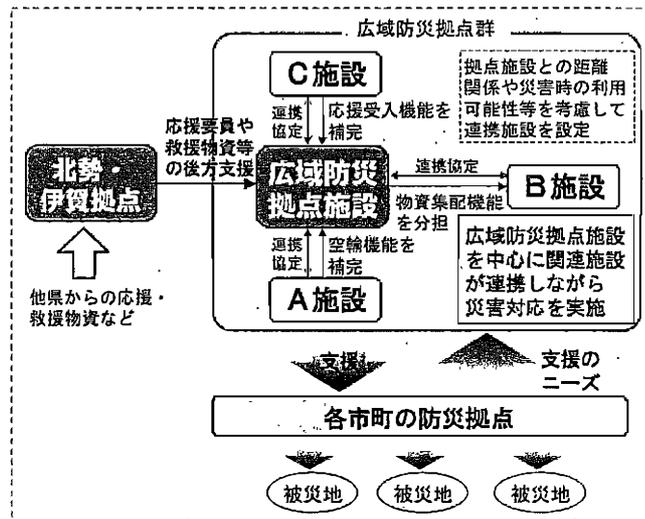
これらの課題を解決するため、北勢拠点と伊賀拠点を県外からの広域応援部隊や救援物資等の最初の受け入れ拠点として位置づけ、北勢拠点及び伊賀拠点を含む三重県の全拠点が各地域の支援を行うというように、各拠点の役割を階層化することとしました。

### 【広域防災拠点の位置づけ】



また、1つの拠点で同時に様々な機能を発揮することは困難であるため、周辺施設等との連携について検討し、臨機応変に防災拠点を運用していくこととしました。

### 【周辺施設との連携による防災拠点の形成イメージ】



今後、これらの検討結果をふまえ、広域防災拠点のあり方については、『三重県広域防災拠点施設等基本構想〔改訂版〕(案)』を取りまとめることとし、平成25年3月19日に開催を予定している第4回委員会で最終的なご意見を頂くこととしています。

## (2) 北勢拠点の候補地について

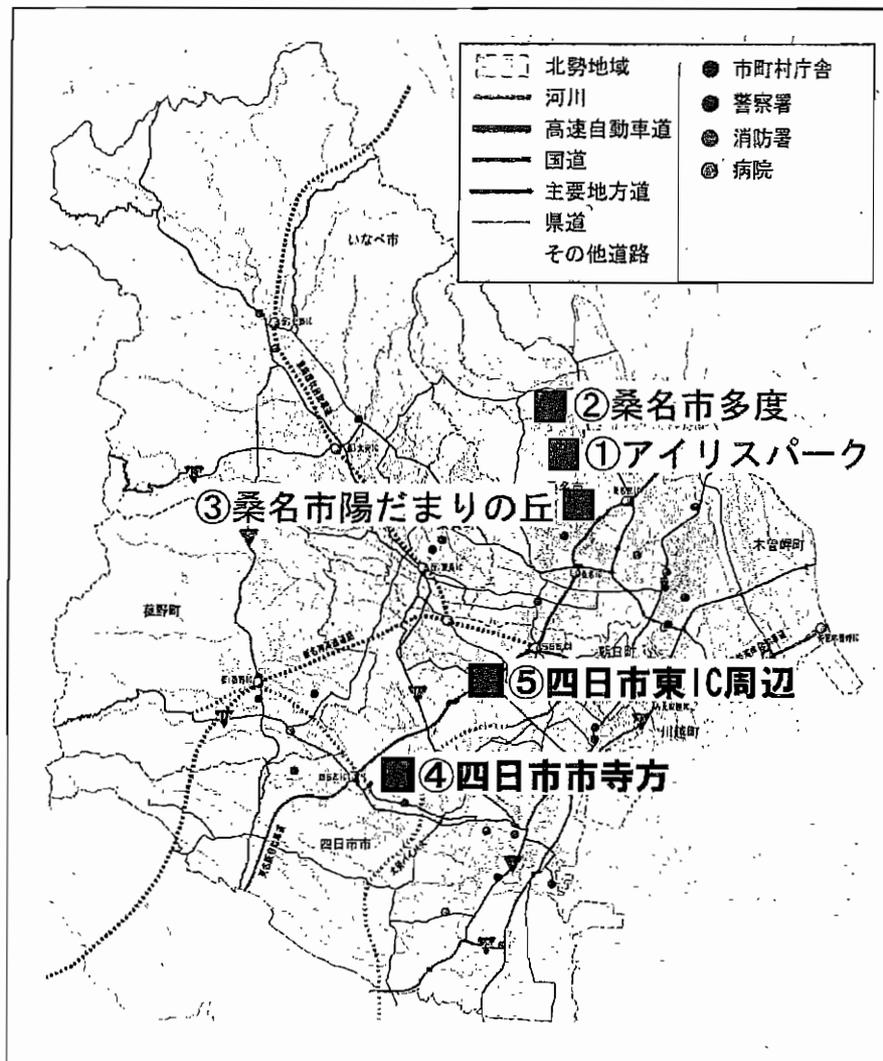
第2回の委員会までに、東海・東南海・南海地震応急対策活動計画における拠点候補地や管内市町から推薦のあった箇所等、合計61箇所から5箇所までに候補地が絞り込まれました。

第3回の委員会では、この5箇所の候補地について、北勢拠点に求められる役割と機能を踏まえた比較を行い、最終的に候補地は、「四日市東IC周辺（県有地）」を優先候補とし、民有地の公有地化という課題が解決できれば「四日市市寺方町地内（四日市市推薦）」についても候補となりえるということで、四日市市内の2箇所に絞り込まれました。

各々の候補地については調整事項が残っていることから、委員会が当初予定していた1箇所の候補地選定には至りませんでした。

委員会における北勢拠点の候補地選定については、第3回委員会で審議を終え、今後は県と四日市市が協議を行い、絞り込まれた2箇所の候補地について、最終的な整備地を決定することとしています。

【北勢拠点の候補地位置図】





## 5 県と市町における災害時広域支援体制の構築について

### 1 経緯

県と市町が、災害時に迅速かつ的確に対応できる災害時広域支援体制の構築を目指し、互いの連携を深めることを目的に、「県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議」を平成24年2月28日に発足させ、緊急の課題として、県と市町の災害時応援協定について具体的な検討を行ってきました。

平成24年8月23日には、県、市長会及び町村会で改訂した協定書の調印を行い、平成25年2月14日には、具体的な手順や様式を定めた実施細目について連携会議の場で合意しました。

### 2 県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議における検討状況について

#### (1) 三重県市町災害時応援協定の改訂について

連携会議での検討を踏まえ、平成24年8月23日に三重県市町災害時応援協定を改訂しました。主な改訂ポイントは次のとおりです。

- ① これまで応援の主体は市町であり、県の役割は市町の応援活動を支援することでしたが、県も主体的に応援活動に加わることを規定しました。
- ② 大規模な災害などで、広域応援となった場合に県が調整して市町へ応援を要請することについて規定しました。
- ③ 被災市町から情報発信が不可能な場合の情報収集、応援活動等について、要請を待たずに情報収集、応援活動等を実施するよう規定しました。

(別紙イメージ図参照)

#### (2) 三重県市町災害時応援協定書実施細目の策定について

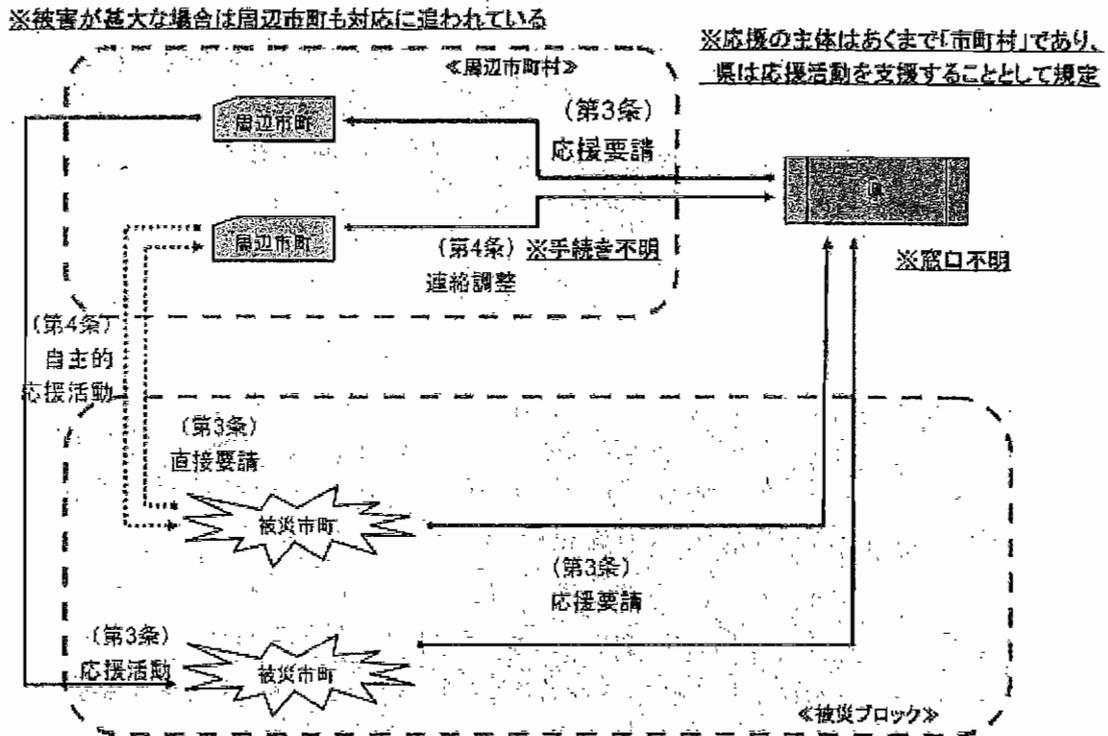
平成24年8月23日に改訂した協定に基づき、協定の実施に必要な事項を定める「実施細目」について、引き続き連携会議で検討を行ってきました。

検討に当たっての主なポイントは次のとおりです。

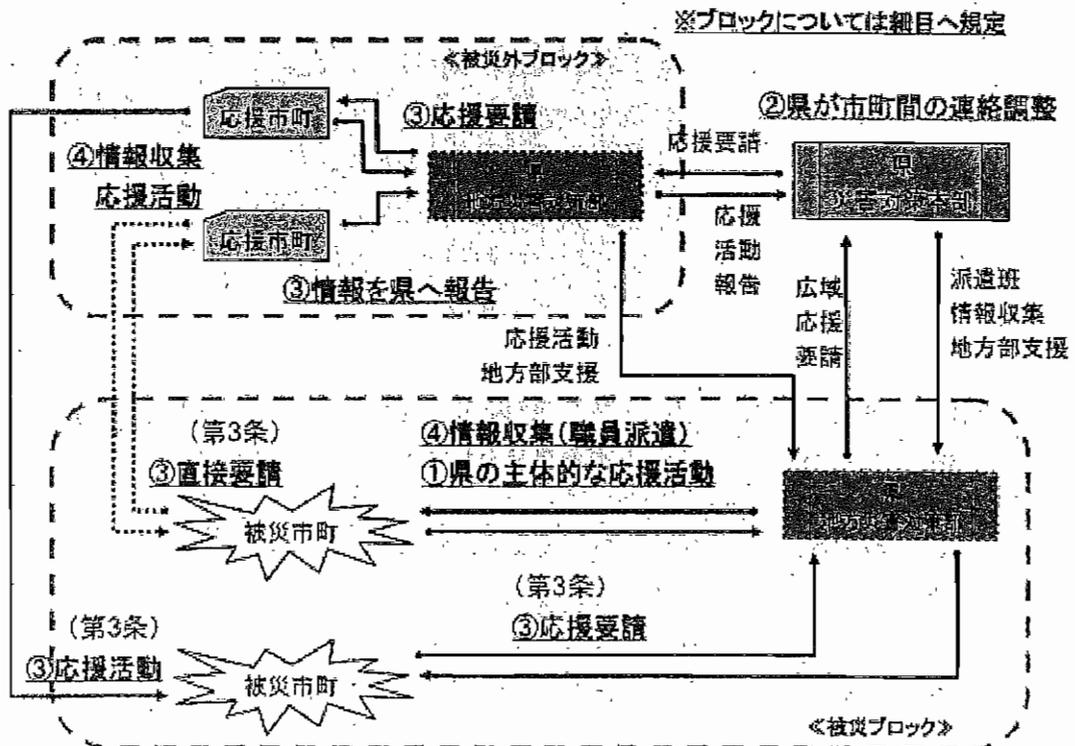
- ① ブロック体制については、平常時の業務体制及び顔の見える関係を重視し、現在の県民センター単位としました。
- ② 被災市町からの応援要請に対して、県がその調整を行い、応援市町へ応援を要請する具体的な手続き（窓口・手順・様式等）について規定しました。
- ③ 災害応急対策活動を迅速に遂行するために必要となる、連絡窓口、備蓄物資、物資拠点等の情報について、事前に県及び全市町にて情報共有を行うことについて規定しました。

実施細目については、平成25年2月14日の連携会議にて合意し、同会議にて、正式に「三重県市町災害時応援協定書 実施細目」として成立しました。

● 三重県市町村災害時応援協定 (H12.9)



◎ 三重県市町村災害時応援協定 (H24.8)



### 3 今後の予定

三重県市町災害時応援協定書及び実施細目については、平成25年2月に実施した図上訓練で検証を行いました。今後も訓練や実際の災害での活動を通じて、内容について検証し、必要に応じて見直していくこととしています。

また、今後検討すべき課題については、全市町の意見もふまえ、主に『物資支援』と『広域避難』の体制整備を中心に、引続き連携会議にて検討を行うこととしています。

#### ※ 参考

##### ○県と市町における災害時広域支援体制構築連携会議

###### 【会議の構成】

- ・連携会議：防災対策部災害対策課長、市町防災主管課長・室長  
市長会事務局長、町村会事務局長、県民センター防災担当課長
- ・代表者会議：防災対策部災害対策課長  
5市（名張市、桑名市、四日市市、伊勢市、熊野市）  
5町（大紀町、菰野町、朝日町、明和町、紀宝町）  
市長会事務局長、町村会事務局長、県民センター防災担当課長

###### 【会議開催状況】

- ・平成23年11月22日 市長会定例会で広域支援体制について提案
- ・平成24年 2月14日 県と市町の地域づくり連携・協働協議会  
※提案「大規模災害時における広域支援体制の構築について」（三重県市長会）
- ・平成24年 2月28日 第1回連携会議※具体策検討のため代表者会議を設置
- ・平成24年 3月19日 第1回代表者会議
- ・平成24年 4月16日 第2回代表者会議
- ・平成24年 4月19日 市長会定例会 中間報告
- ・平成24年 4月20日 町村会理事会 中間報告
- ・平成24年 6月 8日 第3回代表者会議
- ・平成24年 7月10日 第2回連携会議
- ・平成24年 8月 1日 市長会定例会 報告
- ・平成24年 8月 9日 町村会政務調査委員会 報告
- ・平成24年 8月23日 三重県市町災害時応援協定の改訂 調印
- ・平成24年11月 6日 第4回代表者会議
- ・平成25年 1月22日 第5回代表者会議
- ・平成25年 2月14日 第3回連携会議（実施細目策定）
- ・平成25年 2月15日 町村会理事会 報告
- ・平成25年 2月19日 市長会定例会 報告
- ・平成25年 3月28日（予定）県と市町の地域づくり連携・協働協議会 報告



## 6 消防の広域化について

### 1 背景

総務省消防庁は、消防の広域化を推進するため、平成18年6月に消防組織法の一部改正を行いました。

このことを受け、本県では、国の定める広域化の期限（平成24年度末）内に8ブロック、その後、4ブロック、1ブロックの段階的な広域化を推進していくとして、平成20年3月に「三重県消防広域化推進計画」を策定し、消防の広域化の推進に取り組んできたところです。

### 2 現状

#### (1) 三重県の現状

「三重県消防広域化推進計画」に基づき、広域化の第一段階である8ブロックの実現に向け、単独消防本部の2ブロックを除く6ブロックにおいて、市町と協議しながら消防の広域化に向けた取組を進めてきました。

伊賀ブロックでは「広域消防運営計画策定委員会」において、四日市・菟野ブロックでは「消防広域化研究会」において協議を続けていますが、他の4ブロックにおいては広域化に向けた進展はありませんでした。

#### (2) 全国の状況

平成25年3月1日現在、平成18年以降これまでに11ブロックにおいて広域化が行われ、141ブロックにおいて協議が行われています。平成24年度（平成25年4月1日を含む。）までに13ブロック、それ以降に8ブロックの広域化が見込まれていますが、残りのブロックについては広域化の可能性は低い状況です。

#### (3) 国の動向

総務省消防庁は消防の広域化の今後のあり方について、消防審議会に諮問し、平成24年9月の中間答申において、広域化の実現の期限を5年程度延長すること、特に優先的に広域化に取り組むために新たに「重点地域（仮称）」を指定すること等が示されました。

### 3 今後の取組

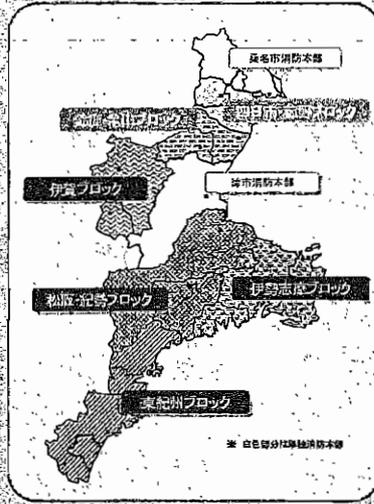
伊賀ブロック、四日市・菟野ブロックの取組を引き続き支援していくとともに、国の動向をふまえて「三重県消防広域化推進計画」の見直しを検討していきます。

各ブロックにおける広域化対象市町の組合せについて

第一段階

8 ブロック

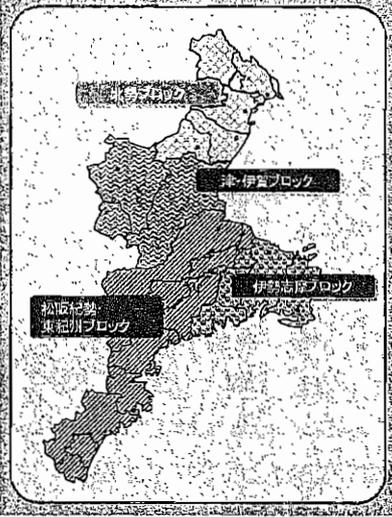
区分	構成消防本部	管轄人口 (人)	管轄面積 (km <sup>2</sup> )
桑名市消防	桑名市	218,271	395
四日市・狸野ブロック	四日市市、狸野町	362,993	327
鈴鹿・亀山ブロック	鈴鹿市、亀山市	242,367	385
津市消防	津市	288,538	711
伊賀ブロック	伊賀市、名張市	182,779	688
伊勢志摩ブロック	伊勢市、鳥羽市、志摩広域	256,897	915
松阪・紀勢ブロック	松阪広域、紀勢地区	229,271	1,384
東紀州ブロック	三重紀北、熊野市	85,847	991



第二段階

4 ブロック

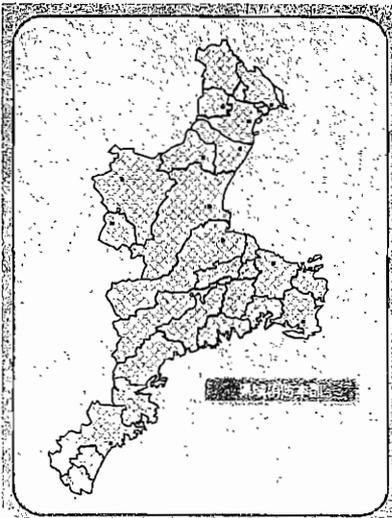
区分	消防本部	管轄人口 (人)	管轄面積 (km <sup>2</sup> )
北勢ブロック	桑名市、四日市市、狸野町、 鈴鹿市、亀山市	823,631	1,107
津・伊賀ブロック	津市、伊賀市、名張市	471,317	1,399
伊勢志摩ブロック	伊勢市、鳥羽市、志摩広域	256,897	915
松阪紀勢・ 東紀州ブロック	松阪広域、紀勢地区、 三重紀北、熊野市	316,118	2,355



将来目標

1 ブロック

区分	消防本部	管轄人口 (人)	管轄面積 (km <sup>2</sup> )
県域	桑名市、四日市市、狸野町、 鈴鹿市、亀山市、津市、 伊賀市、名張市、伊勢市、 鳥羽市、志摩広域、 松阪広域、紀勢地区、 三重紀北、熊野市	1,888,963	5,776



## 7 地域における危機管理・災害対策体制の見直しについて

### 1 目的

今回の見直しは、地域機関における現行の危機管理・災害対策体制を改め、平成24年度からスタートした本庁における新体制との連携を緊密かつ円滑にすることにより、三重県全体の危機管理・災害対策体制を強化することにあります。

### 2 今回の見直しについて

危機管理地域統括監という職を新たに設置することにより、地域における危機管理・災害対策体制を明確化し、危機管理地域統括監を中心とした地域の連携強化を図ります。

また、危機管理地域統括監は、地域における危機管理・災害対策を統括する役割を担うことから、現行の県民センター所長と比較すると、対策本部設置時における地方部等への関わり方はもとより、平常時における立場も強化されることとなります。

### 3 危機管理地域統括監（兼）地域防災総合事務所長（地域活性化局長）の立場

#### (1) 平常時の立場

##### ① 危機発生の未然防止

- ・平常時から常にアンテナを高く張り、幅広い視野で危機事象や災害予兆事象等を察知し、関係事務所と共有するとともに、必要な助言を行うなど、地域機関を統括します。

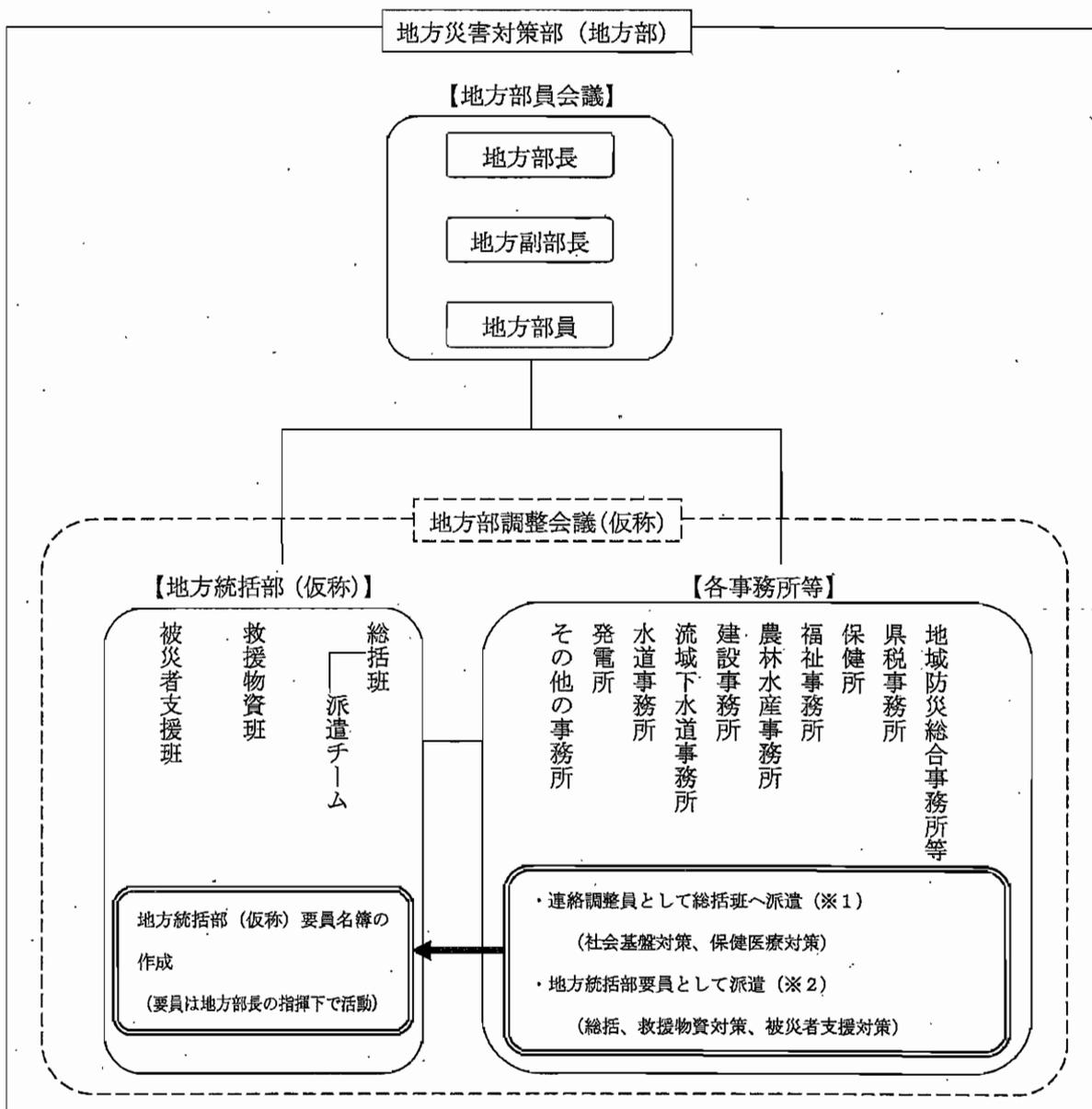
##### ② 危機（災害）発生への備え

- ・危機（災害）発生時の対応力向上のため、防災訓練の充実や専門力向上のための研修を実施します。
- ・危機（災害）発生時に円滑な対応ができるよう、所管区域内における地域機関会議等を通じて地域機関相互の関係緊密化を図ります。
- ・危機（災害）発生時に市町や関係機関と連携して迅速な対応が行えるよう、日頃から各機関との人的ネットワークの強化を図ります。

#### (2) 危機（災害）対策本部設置時の立場

- ・地域において発生した被害の情報や、地方（災害）対策部内の各事務所等が行う対応について一元的に把握するとともに、関係事務所等の対応を総合調整し、地方（災害）対策部全体の統括を行います。
- ・危機（災害）発生時固有の、例えば被災市町への職員の派遣等、複数の事務所の職員により対応を行う必要がある業務については、地方（災害）対策部長が当該職員を指揮監督するものとします。一方、危機（災害）発生時には指揮命令系統が輻輳することによる混乱を避ける必要があることから、専門性の高い通常部局の縦ラインで処理される業務については、本庁（部局）の指示に基づき部局の縦ラインで対応すべきものとします。

【参考】地方災害対策部組織図（案）



- ※ 1 平時関連業務（社会基盤対策、保健医療対策）を行う事務所から、総括班へ連絡調整員を派遣します。
- ※ 2 平時業務と関連する災害対応の無い所属から、地方統括部の業務（総括、救援物資対策、被災者支援対策等）を実施する職員を派遣します。

## 8 平成24年度包括外部監査の結果及び対応方針について

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく平成24年度の包括外部監査が、「公有財産の管理に関する事務の執行について」をテーマに実施されました。

防災対策部では、防災行政無線施設、広域防災拠点、消防学校等を公有財産として管理しており、これらの財産管理に係る一連の事務手続きに関し、合规性等の検証が行われました。

監査結果及び対応方針は以下のとおりです。

### ○ 工事請負費の公有財産台帳への登録について

監査結果	対応方針
<p>三重県消防学校管理教育棟空調設備等改修工事（支出額 34,627 千円）については、平成23年度に工事に関する一連の手續が行われているものの公有財産台帳への登録がなされていないなかった。</p> <p>「公有財産台帳記入要領」には、1,000 千円を超える改修等については原則として公有財産の増加として処理すると規定されていることから、これに従い公有財産の増加登録を行うべきである。</p>	<p>指摘を受けました本件改修工事について、公有財産台帳への登録をいたしました。</p> <p>合わせて、公有財産管理制度の運用について、各所属に周知するとともに、今後は、同様の事例が発生しないよう、公有財産 1,000 千円を超える改修等について、事業担当課及び支出担当課の複数チェックにより、登録漏れを防止するよう努めてまいります。</p>